

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止に係る経過措置

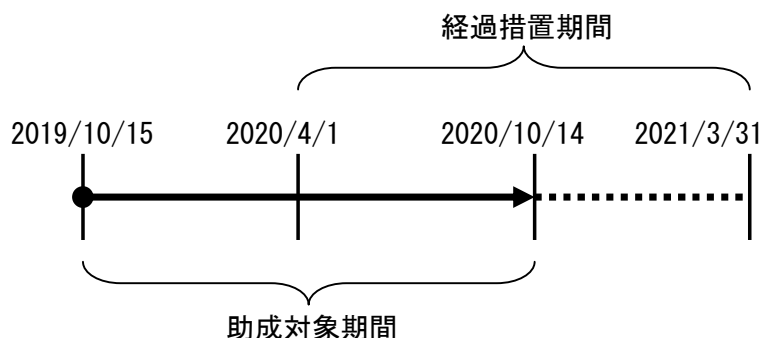
令和2年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止しました。

ただし、令和2年3月31日までに下表の利用条件に該当していた組合員は、令和3年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。

区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	① 結婚1年未満の者 ② 結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に無料で1泊できる(2食付)
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員(既婚者を除く。) ※1回限りの利用	

[例]

- ①令和元年10月15日に婚姻した(又は婚姻から25年目となる)場合・・・助成対象期間：令和2年10月14日まで



- ②令和2年3月1日に勤続25年以上となった場合・・・助成対象期間：令和3年3月31日まで

